

令和 6年 9月 3日

池田町議会議長 丹羽 泰彦 様

池田町議会議員 3番 片山喜博 印

一般質問の通告について

池田町議会会議規則第61条第2項により、次のように通告いたします。

記

1. 質問事項 奨学金返済に対する助成金の創設について

(要旨)

道内各地の自治体で広がっている、高等学校や大学などへの進学の際に借り入れた奨学金の返還支援を池田町としても取り組む考えは。

- ・就職等により地域に定着する人材の確保
- ・少子高齢化による人材不足への対応
- ・奨学金を返還しなければならないという将来への不安解消
- ・国の特別交付税措置の対象である
- ・特別交付税の対象要件となる池田町総合戦略に、若者定着に向けた奨学金返済支援事業が明記されている

答弁者 町長

2. 質問事項 重層的支援体制事業について町取組

(要旨)

令和2年に社会福祉法が改正され、重層的支援体制整備事業が創設された。法の趣旨に則った池田町としての取組を進めていく考えは。

- ・複数の係を横断し、支援を必要とする人に対する包括的な支援体制の構築
- ・財政措置の活用
- ・取組事例の活用

答弁者 町長